

## 居宅介護支援 <サービス利用料金>

### <利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業所が法律の規定に基づき、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理人による受領も含む）は、ご利用者の自己負担はありません。

ただし、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。

### 【居宅介護支援サービスコード表・費用】

算定項目（居宅介護支援費Ⅰ）		単位数 （単位）	費用総額（円）		保険給付額 （円）
要介護 1・2		1,042	1月に つき	11,514	11,514
要介護 3・4・5		1,353		14,950	14,950
初回加算	300 単位加算	300		3,315	3,315
入院時情報連携加算（Ⅰ）	200 単位加算	200	月 1 回 程度	2,210	2,210
入院時情報連携加算（Ⅱ）	100 単位加算	100	月 1 回 程度	1,105	1,105
退院・退所加算	300 単位加算	300	3 回限度	3,315	3,315
小規模多機能型 居宅介護事業所連携加算	300 単位加算	300		3,315	3,315
看護小規模多機能型 居宅介護事業所連携加算	300 単位加算	300		3,315	3,315
緊急時等 居宅カンファレンス加算	200 単位加算	200	月 2 回 限度	2,210	2,210

### ※ 初回加算

- ① 新規に居宅サービス計画書を作成するご利用者に指定居宅介護支援を行った場合に  
加算します。
- ② 要支援から要介護認定を受けたご利用者に対し、居宅サービス計画書を作成し指定居  
宅介護支援を行った場合に加算します。
- ③ 要介護状態区分が 2 区分以上変更されたご利用者に対し、指定居宅介護支援を行った  
場合に加算します。

※ 入院情報連携加算（Ⅰ）

- ① 病院または診療所に入院するご利用者につき、当該病院または診療所へ出向いて、ご利用者に関する必要な情報を提供した場合に加算します（7日以内）。
- ② ご利用者につき月1回を限度とします。

※ 入院情報連携加算（Ⅱ）

- ① 病院または診療所に入院するご利用者につき、当該病院または診療所へ出向かずに、通信手段等によりご利用者に関する必要な情報を提供した場合（7日以内）。
- ② ご利用者につき月1回を限度とします。

※ 退院・退所加算

- ① 病院もしくは診療所への入院または地域密着型介護老人福祉施設もしくは介護保険施設への入所をしていたご利用者が退院または退所し、その居宅において居宅サービスまたは地域密着型サービスを利用する場合において、ご利用者の退院または退所にあたって当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設または介護保険施設の職員と面談を行い、ご利用者に関する必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービスまたは地域密着型サービスを利用に関する調整を行った場合には、ご利用者の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用開始月に加算します。
- ② 初回加算を算定する場合は、算定しません。
- ③ 入院または入所期間中3回まで算定します。
- ④ 原則として、退院・退所前にご利用者に関する必要な情報を得ることが望ましいですが、退院・退所後7日以内に情報を得た場合にも算定します。

※ 小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算

介護支援専門員が、小規模多機能型居宅介護支援事業所に出向きご利用者の居宅サービスの利用状況などの情報提供を行うことにより、ご利用者の小規模多機能型居宅介護における居宅サービス計画に協力を行った場合、ご利用者が当該小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合のみ加算します。

※ 看護小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算

介護支援専門員が、看護小規模多機能型居宅介護に出向きご利用者の居宅サービスの利用状況等の情報提供を行うことにより、ご利用者の看護小規模多機能型居宅介護における居宅サービス計画の作成に協力を行った場合、ご利用者が当該看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用を開始した場合のみ算定します。

※ 緊急時等居宅カンファレンス加算

- ① 病院または診療所の求めにより、当該病院または診療所の医師または看護師などと共にご利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、ご利用者に必要な居宅サービスまたは地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合、1月に2回を限度として加算します。
- ② 当該カンファレンスは、ご利用者の病状が急変した場合や、医療機関における診療方針の大幅な変更などの必要が生じた場合に実施されるものであることから、必要に応じて、速やかに居宅サービス計画を変更し、居宅サービスおよび地域密着サービスの調整を行う場合に加算します。
- ③ カンファレンスの実施日、カンファレンスに参加した医療関係職種などの氏名およびそのカンファレンスの要点を居宅サービス計画などに記載します。